

命 令 書 写

神戸市兵庫区
申立人 X労働組合H支部
代表者 執行委員長 x

加古川市
被申立人 株式会社Y
代表者 代表取締役 y

上記当事者間の兵庫県労委平成18年(不)第4号Y不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成19年5月22日第1287回公益委員会議において、会長公益委員滝澤功治、公益委員小嶋典明、同釜本貞男、同島本健二、同下崎千代子、同春名一典、同正木靖子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

本件は、申立人X労働組合H支部(以下「組合」という。)が、平成18年10月19日付け文書にて、開催日時を指定して、団体交渉(以下「本件団体交渉」という。)の申入れ(以下「本件申入れ」という。)を行ったのに対し、被申立人株式会社Y(以下「会社」という。)が、その開催日時に業務があることを理由に、別の日時に変

更しようとしたことが労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てがあった事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 会社は、本件団体交渉に、誠実に応じなければならない。
- (2) 謝罪及び誓約文の掲示

第2 本件の争点

組合が指定する本件団体交渉の開催日時を、会社が業務上の都合により別の日時に変更を求めたことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するか。

第3 当事者の主張

1 申立人の主張

- (1) 会社が、組合の指定する本件団体交渉の開催日に交渉に応じず、当該開催を一方的に引き延ばした行為は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。また、会社の業務を優先し、本件団体交渉は後回しにして当然だという会社の考え方は、団体交渉を軽視するものであり、団体交渉拒否に該当する。
- (2) 会社は、業務の都合を口実に、一方的に本件団体交渉の開催時刻を変更したり、開催時間を制限したりしている。午前11時からしか本件団体交渉を開催できないとする会社の主張には正当性がなく、さらに、団体交渉の開催時間をこれまでも度々30分以内に制限してきたことは、明らかに不当労働行為である。
- (3) 会社は、当初の団体交渉を除き、決定権限のある社長が団体交渉に出席せず、終始全く権限のない者を出席させたのは形式団交であり、明らかに団体交渉拒否である。また、会社は、これまでの団体交渉で組合からの要求に何ら誠実に回答せず、合意形成をする努力をしていない。さらに、会社が組合員の解雇を理由に団体交渉を拒否したことは、明らかに不当労働行為である。

2 被申立人の主張

- (1) 会社は、運転手の給料を毎月21日締めで28日に支払い、各得意先に乗車料を毎月1日、10日及び15日に請求し、また、

買掛金を毎月20日又は月末締めで翌月10日に支払っているが、これらの業務を、経理事務担当者を含む2、3名の事務員及び運行管理者で行っている。団体交渉においては、運行管理者や経理事務担当者等が在席しなければ十分な議論ができないが、これらの者がそろって出席できるのは、月の第3週前後になる。そこで、会社は、組合が本件団体交渉の開催日として平成18年10月24日から同月31日までのいずれかの日と指定したのに対し、同年11月17日に変更するよう回答した。

その後、組合から同月2日に再申入れがあり、改めて、開催日として同月6日が指定された。会社は、当初回答した同月17日のほか、多忙な時期ではあったが、同月22日及び同月24日も開催日の候補として加える旨の回答書を送付した。それ以後、組合からの連絡はなく、会社として団体交渉を拒否したものではない。

- (2) 会社の業務は、午前11時頃までは、当日の点呼、前日の日報の処理、売上金の納金などで忙しい。また、運行管理者は、家庭の事情（家族の介護）により午後5時までには退社し、アルバイト事務員は、午後3時に退社するので、残る2名で無線の受信、電話受付等すべての業務に対応せざるを得ない状況であり、午前12時から午後3時にかけては、それぞれが交替で約1時間程度、昼の休憩を取ることになっている。

このため、会社にとって業務中に団体交渉を開催することができる時間帯は、午前11時頃から1時間ないし30分程度であり、これまでもそのように対応してきたので、本件団体交渉の開始時刻として、午前11時を希望した。

したがって、会社が、団体交渉の開始時刻として午前11時を希望することは、会社の業務上の都合からやむを得ないものであり、正当な理由がある。

- (3) 本件申入れにおける交渉議題のうち、「賃金労働条件について」は、A（以下「A」という。）の勤務時間の問題であり、また、「2名の解雇事件について」は、B（以下「B」という。）及びC（以下「C」という。）の雇用問題であるが、いずれも数次の団

体交渉の結果、交渉が決裂し、別件民事訴訟が係属中であって、会社は、その帰趨を見守っているところであり、本件団体交渉になじまない問題である。

次に、同交渉議題のうち、「 A 分会長に対する誹謗中傷について」は、労働条件に係るものではなく、団体交渉になじまない事項であり、「 その他」は、抽象的に記載されているに過ぎず、何についての交渉かが明らかでない。

- (4) 第 1 回団体交渉以後、すべての交渉に、決定権限を有する常務取締役が出席し、第 1 回及び第 2 回団体交渉には社長が出席していた。

第 4 認定した事実

1 当事者

- (1) 組合は、建設、交運その他の産業で働く労働者で組織された労働組合であり、肩書地に事務所を置き、審問終結時の組合員数は、約 5 6 0 名である。

Y 分会（以下「分会」という。）は、組合の下部組織であり、審問終結時の分会員数は、5 名である。

- (2) 会社は、一般旅客運送業の免許を受けて、認可台数 3 7 台で加古川市を中心に営業しているタクシー会社であり、肩書地に本社を置き、審問終結時の従業員数は、約 5 0 名である。

2 組合と会社との団体交渉の経過

(1) 分会の結成

平成 1 6 年 8 月 2 2 日、分会が結成され、分会長に A が、分会書記長に B がそれぞれ就任した（第 1 回審問 A 証言 p 1 ）。

(2) 団体交渉の持ち方

ア 平成 1 6 年 8 月 2 4 日午前 1 1 時から午前 1 2 時まで会社が入居するビルの会議室において、第 1 回団体交渉が開催された。当該団体交渉において、その議題の 1 つであった「今後の団体交渉の持ち方について」は、結論を得ることがなく、その後の団体交渉においても、議題として取り上げられることはなかった。組合及び会社間では、団体交渉開催のルールが取り決

められていない。

イ 組合が団体交渉を申し入れるときは、開催の日時、場所、議題等を記載した申入書を会社に郵送する方法が専ら採られ、会社が指定された日時に団体交渉を行うことが不可能な場合は、他の日時に変更するように希望するか、又は当該変更のための調整が速やかにできないときは、それぞれその旨を記載した回答書を組合に郵送していた。申入書が会社に到達する日と組合が開催日として指定した日との間の日数は、1週間程度の場合もあったが、大半は1日、2日であり、せいぜい日曜日をはさんで3日、4日程度であった。

また、組合は、第1回団体交渉の申入れから本件申入れに至るまで、毎回団体交渉の開催時刻を午後6時からと指定したのに対して、会社は、その都度、午前11時からに変更するよう回答した（甲3～33、甲40、乙3～7、第2回審問社長陳述p1）。

ウ 団体交渉の申入れは、分会との事前調整を図った上で、組合が会社へ直接行っていた（第2回審問A証言）。

エ 組合と会社は、平成16年8月24日から平成18年3月8日まで9回の団体交渉を行った。これらの団体交渉には、会社から決定権限を有する常務取締役のほか、運行管理者及び経理事務担当者が出席しており、本件申入れに対しても、会社は、これらの者の出席を予定していた。なお、社長は、第1回及び第2回の団体交渉に出席したものの、その後の団体交渉には出席していない（甲39、乙5、第2回審問社長陳述p17、p18）。

3 本件申入れについて

- (1) 本件申入れは、申入書が会社に到達したのが平成18年10月20日（金）であり、開催日時は、日曜日をはさんだ同月24日（火）から同月31日（火）までのいずれかの日の午後6時と指定されていた。なお、交渉議題は、「賃金・労働条件について、2名の解雇事件について、A分会長に対する誹謗中傷について、その他」であった（甲29）。

これに対し、会社は、開催日時を同年11月17日の午前11時からの40分間に変更を求める旨、回答するとともに、交渉議題を「賃金・労働条件について（但し、係争中の内容については除く。）」とした（乙7）。

- (2) 組合は、会社の上記回答を受け、平成18年11月2日付け文書にて、会社に対し、開催日時をあらためて同月6日午後6時と指定した。これに対し、会社は、当初回答した同月17日の午前11時からの40分間のほかに、同月22日及び同月24日のそれぞれ午前11時からの1時間を追加する回答を行ったが、その後、組合からの返答はなかった（甲31、32、乙11）。

4 会社の業務状況

会社は、運転手の給料を毎月21日締めで28日に支払い、各得意先の乗車料を毎月1日、10日及び15日に請求し、買掛金を毎月20日又は月末締めで翌月10日に支払うなど、期限の定めのある業務を、経理事務担当者を含む3名の事務員及び1名の運行管理者で行っている。

このことから、組合が平成16年8月26日付けの文書（ただし、消印は同年9月16日である。）にて同年9月24日を、同月24日付けの文書にて同月29日をそれぞれ開催日に指定した団体交渉の申入れについては、会社は、いずれも、月末で会社業務が多忙な時期であることを理由に、開催日の変更を求める文書回答を行っている（甲5～8）。

また、会社では、上記の事務員及び運行管理者の4名で、午前9時から午前11時頃まで、当日の点呼、前日の日報の処理、売上金の納金などの業務を行っており、1時間の休憩も午後に変更でとっている。さらに、うち1名のアルバイト事務員は午後3時には退社し、運行管理者である1名も家族の介護のために午後5時までには退社することから、午後は無線の受信、電話受付等すべての業務を2、3名で行わざるを得ない状況にある（乙11）。

5 分会員と会社間の民事事件

- (1) 会社が平成16年8月27日、Aに対し、同月31日をもって定年退職となる旨の通知を発したことから、Aは、同年9月16

日、会社に対し、従業員としての仮の地位の確認及び賃金の仮払いを求める仮処分を神戸地方裁判所姫路支部（以下「地裁姫路支部」という。）に申し立てた。地裁姫路支部は、平成17年3月11日、上記申立てにつき、賃金の仮払いを認める仮処分決定を発したので、会社は、異議の申立てを行ったが、同年7月27日、地裁姫路支部において、和解が成立した（甲2、乙11、第1回審問A証言p3）。

- (2) 会社は、雇用契約期間の満了を理由に、Bを平成16年11月24日に、Cを同年12月31日にそれぞれ雇止めとした。しかし、当該雇用契約及び雇止めの有効性について双方の主張が対立し、B及びCは、A及び組合とともに、平成17年6月10日、会社に対し、従業員としての地位の確認、賃金、慰謝料等の支払いを求める訴えを地裁姫路支部に提起した（乙11）。なお、Aは(1)の和解成立により、この訴えを取り下げた。
- (3) A、B、C及び分会員D（以下「原告ら」という。）は、平成17年9月22日、会社に対し、時間外勤務手当等の支払いを求める訴え（以下「別件民事訴訟」という。）を地裁姫路支部に提起し、審問終結時現在係属中である。なお、運転手への給料支給が毎月21日締めめの28日払いであることは、この訴状にも記載されている（乙8、11）。

第5 判断

- 1 会社は、本件申入れについて、組合が指定した団体交渉の開催日時の変更を求めたことには正当な理由があり、当該団体交渉を拒否したものではなく、他の開催日を提案する等誠実に対応している旨、主張するので、以下判断する。
- 2 団体交渉については、その円滑な実施を図るため、開催の日時や場所、出席者数、交渉議題の設定等に関して、いわゆる交渉ルールを労使間であらかじめ取り決めておくことが多い。

このような交渉ルールがない場合においても、団体交渉の申入れを行う際は、これを申し入れる側に、開催日時、交渉議題等の設定について、相手側の予定や業務上の都合、準備期間等を勘案し、更

には予備折衝を行うなどして、円滑な団体交渉の実施に向けた一定の配慮を行うことが求められるものと解される。

また、相手側にも、団体交渉を円滑に実施するための最大限の努力が求められ、申入れのあった日時を変更せざるを得ない場合には、合理的な理由の存在が求められるものと解される。

3 組合及び会社間には、団体交渉の開催に当たっての交渉ルールが取り決められていないため〔第4の2(2)ア〕、2の判断を踏まえ、本件申入れについて、以下、検討する。

(1) 組合が本件団体交渉の開催日として指定した日は月末であるところ、従前、組合が本件申入れと同様に月末に団体交渉を開催するよう申し入れた際に、会社から、月末は業務多忙であることを理由に、当該開催日時には応じることができないとする回答〔第4の4〕がされていること、また、月末が運転手の給料支払い事務を行う時期であることを別件民事訴訟で原告らが自ら主張〔第4の5(3)〕していることからすれば、組合は、会社にとって、月末が売掛金の請求、買掛金の支払い等の事務及び運転手への給料支給事務の集中する多忙な時期であることを十分認識していたものと認められる。

また、本件申入れは、組合の指定する交渉日の直前に行われているが、そのような申入れを組合がしなければならなかった特段の事情は認められない。

(2) 組合は、第1回の団体交渉申入れ以降、毎回、団体交渉の開催時刻として午後6時を指定しているところ、午後6時には運行管理者が家庭の事情により既に退社し、団体交渉には出席できないことのほか、その時間帯には、2、3名で無線の受信、電話受付等すべての会社業務を行わざるを得ない状況にあることから〔第4の4〕、会社は、到底団体交渉に対応することができないとして、一貫してこの時刻を変更するよう組合に回答していたことが認められる〔第4の2(2)イ〕。

また、本件申入れについては、会社は、交渉議題が「賃金・労働条件について」等〔第4の3(1)〕と幅広く設定されていたことから、この議題に的確に対応するため、日常の労務、タクシーの

運行管理、経理等の業務を実際に担当し、精通する者の出席が不可欠であると考え、これらの者の日程〔第4の2(2)エ、第4の4〕をも考慮した上で、開催日時を変更するように組合に回答したことが認められる。

- (3) 以上のことを総合して考えると、本件申入れに係る団体交渉が開催されなかったのは、そもそも日程調整ができなかったためであるが、その主たる原因は、本件申入れについて、組合が、会社との事前調整を行わないまま、会社の業務上の都合を一切考慮せず、間近の日を開催日に指定する申入書を会社に送達したことにあったといえることができる。

したがって、会社が準備の都合上その他の理由により、組合の交渉申入れに応じることができず、交渉の日時の変更を求めたことは、無理からぬところであって、このことをもって正当な理由のない団体交渉の拒否ということには困難がある。

また、これまでも、組合が再三にわたって間近の日を開催日に指定する旨、申し入れたのに対し、会社がこれを別の日に変更するように求め〔第4の2(2)イ〕、結果として本件団体交渉に至るまで、9回の団体交渉〔第4の2(2)エ〕が開催されていることからすれば、会社が開催日を変更するように回答したことが、いたずらに開催の引き延ばしを図ったものとはとはいえない。

さらに、会社は、本件申入れに対し、開催時間を40分間とするように回答しているが、本件申入れの再申入れに当たる平成18年11月2日付けの申入れに対し、他の開催日の候補として会社が提案した日では1時間の交渉が予定されていること〔第4の3(2)〕からすると、会社が交渉時間を殊更に制限したということとはできず、むしろ多忙な時間帯の中で対応可能な時間を捻出したものと解するのが相当である。

よって、会社の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為には該当しないものと判断する。

- (4) なお、組合は、会社が組合員の解雇を理由として団体交渉を拒否したと主張するが、会社は、解雇問題については交渉が既に決裂し、民事事件で係争中の問題については交渉議題から除きたい

旨、回答〔第4の3(1)〕しているに過ぎず、このことをもって団体交渉を拒否したというには無理がある。

さらに、組合は、社長が団体交渉に出席しないのは、形式団交であるとも主張するが、団体交渉には会社側から、決定権限を有する常務取締役のほか、日常の会社業務に最も精通している経理事務担当者及び運行管理者が出席しており〔第4の2(2)エ〕、社長が出席していないことだけをもって形式団交であるとする組合の主張は失当である。

第6 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成19年5月22日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治 印